

審査基準

基準の名称	職業訓練法人の設立の認可基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
職業能力開発促進法	35 - 1	職業訓練法人の設立の認可
基準の内容		
<p>1 当該申請に係る社団又は財団の定款又は寄附行為の内容が法令に違反していないこと。(同法第36条第1項)</p> <p>2 当該社団又は財団の資産状況、組織、運営の方法等から永続性をもってその業務を的確に遂行する能力を有すると認められること。(同法第36条第2項、昭和44年10月1日付訓発第248号)</p> <p>(1) 設立の際の資産として負債、抵当権、質権等が設定されている財産、設立と同時に業務目的に従い運用しえない財産等の資産がある場合には経営的基盤を有するか否か。(昭和44年10月1日付訓発第248号)</p> <p>(2) 主たる事業が営利事業である団体又はその収益を構成員に分配する団体でないこと。(昭和44年10月1日付訓発第248号)</p> <p>(3) 設立の許可を受けた後認定職業訓練を行うこととしている団体については、当該許可を受けたのち直ちに認定の申請をし、確実に認定を受けうるものであること。</p> <p>(4) 残余財産は、特に事情のない限り他の職業訓練事業を行うもの又は国若しくは地方公共団体に帰属させることとしていること。</p> <p>(5) 求職者に対する職業訓練又は法第26条の規定に基づく他の事業主に対する協力等を業務として定款又は寄附行為に記載していること。(昭和44年10月1日付訓発第248号)</p> <p>3 社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めていること。(同法第35条第2項)</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称</p> <p>(4) 主たる事業所の所在地</p> <p>(5) 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項</p> <p>(6) 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項</p> <p>(7) 役員に関する事項</p> <p>(8) 会計に関する事項</p> <p>(9) 解散に関する事項</p> <p>(10) 定款又は寄附行為の変更に関する事項</p> <p>(11) 公告の方法</p> <p>4 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款または寄附行為で定めていること。(同法第35条第3項)</p> <p>5 認可の申請書には次に掲げる書面を添付していること。(同法施行規則第49条)</p> <p>(1) 定款又は寄附行為</p> <p>(2) 役員となるべき者の就任の承諾を証する書面</p> <p>(3) 設立者の氏名、住所及び履歴(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(4) 設立代表者を定めたときは、その氏名及びその権限の証明</p> <p>(5) 法第24条第1項の認定を受けようとする職業訓練及び訓練課程の種類、訓練科の名称</p>		

並びにその訓練生の数

- (6) 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、施設及び設備の概要並びにその施設の長となるべき者の氏名及び履歴
- (7) 設立当時において帰属すべき財産の目録及び当該財産の帰属を明らかにする証明（寄附書、財産権利書等）
- (8) 設立後2年間の業務計画及びこれに伴う予算
- (9) 役員となるべき者の履歴
- (10) 設立趣意書、財産価格評価書、設立総会議事録、会員名簿等